

平成 23 年 11 月 22 日

労働政策審議会職業安定分科会

雇用対策基本問題部会

部 会 長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会

雇用対策基本問題部会

港湾労働専門委員会

座 長 鎌田 耕一

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書（平成 22 年 12 月 27 日）を踏まえ、港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 28 条の規定に基づく指定法人に関して、その在り方について港湾労働専門委員会において事前に検討を行った結果、下記のとおりその結論を得たので報告する。

記

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書を受けた指定法人の見直しについては、別紙のとおりである。

指定法人の在り方について

標記については、港湾労働専門委員会において、以下の通り結論を得たところである。

1 指定法人制度の存続について

港湾運送事業については、労働者派遣法で禁止業務とされているところであるが、港湾運送事業者の常用雇用労働者を対象として労働者派遣が行えるよう、港湾労働法において港湾労働者派遣事業が導入されているところである。

そのような中で、港湾における事業活動の波動性や各港湾ごとの需給調整機能の必要性など、港湾運送事業における特殊性に鑑み、各港湾の実情を知悉している公平・中立な立場にある法人に実施させることが効率的・効果的な業務運営が期待できることから、引き続き港湾労働法における指定法人制度を維持することが必要である。

2 指定先選定理由の情報公開について

指定先選定理由については、情報開示を進め、行政と指定法人との関係についての透明性を確保する観点から、公開していく必要がある。

3 参入要件の見直し及び「新ルール」の制定について

プロポーザル方式を含む参入要件の見直し及び新たな基準など「新ルール」の制定については、定期的な検証が必要ではあるものの、港湾労働法が適用される港湾ごとに迅速・的確な需給調整ができる仕組みを維持するという観点及び蓄積されたノウハウを最大限活用するという観点からも、現行ルールを継続することが妥当である。

以上のことを踏まえ、港湾労働法における指定法人としての港湾労働安定協会について検証すると、港湾労使による自主団体として発足した経緯があり、業務運営に当たっても、港湾労使による相互チェック機能が働いていること、さらに事業実施に必要なノウハウや、これまでの事業主や労働者に対する各種相談援助の実績、訓練や研修等による港湾労働者の安全の確保等から、引き続き港湾労働安定協会を指定することが妥当である。

なお、指定法人である港湾労働安定協会については、指定法人としてより適切・的確に業務を実施するための内部管理体制のより一層の充実と、公務員OBである役職員の後任補充時における公募採用の継続的な実施を求めることとする。